明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（**金融庁**五五）　二

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（**同**五六）

○預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件（**同**五七）

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（**同**五八）

○日本国に帰化を許可する件

（**法務**五〇六）

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に基づく指定検査機関の食鳥検査業務の廃止を許可した件（**厚生労働**四五四）　三

○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の代表者の氏名を変更した件（**同**四五五）　三

○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の事務所の所在地を変更した件（**同**四五六）

○労働安全衛生規則の規定により登録計画作成参画者研修機関を登録した件（**同**四五七）

○作業環境測定法施行規則の規定により登録試験免除講習機関を登録した件（**同**四五八）

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（**同**四五九）　四

○高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（**経済産業**三二一）

○自動車の装置の型式を指定した件（**国土交通**一一三三～一一四〇）

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**一一四一～一一四五）

○指定装置の指定製作者等の名称及び住所を変更した件（**同**一一四六、一一四七）　五

○製作者等の氏名又は名称及び住所の変更の届出があった件（**同**一一四八～一一五〇）　六

○航路標識に関する件（**海上保安庁**二九〇～二九四）

○剣山山系鳥獣保護区を指定した件（**環境**六〇）

○剣山山系特別保護地区を指定した件（**同**六一）　八

○西南鳥獣保護区を更新した件（**同**六二）　九

○伊奈鳥獣保護区を更新した件（**同**六三）　九

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**近畿地方整備局**一六四）　一〇

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**同**一六五）

○道路に関する件（**九州地方整備局**一二四）

〔国会事項〕

内閣　内閣府　法務省　国土交通省　二

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　国土交通省　二

〔皇室事項〕

労働　三

〔官庁報告〕

最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示二、大阪同九、岡山同三～五）　三

〔資料〕

閣議決定等事項　三

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他　二九

会社決算公告　三一